

## 福島正則禁制

慶長 5 年(1600)、「羽柴左衛門太輔」こと賤ヶ岳七本槍の筆頭福島正則が、近江の草津村に宛て下した禁制<sup>きんせい</sup>です。「禁制」とは、その内容より付けられた名称で、領地の支配者が支配地に対して禁止事項を通達したものです。中世から近世初期にかけては、戦乱につぐ戦乱にさらされていた時代で各地に多くの禁制が出されました。「禁制を得る」ということは、有力武将の支配を受け入れる代わりに、兵火の災いを避けるためその将の庇護<sup>ひご</sup>を受けるといふ、安全保証の意味合いをもっていました。

この禁制は、ごく標準的な形式の文言で、禁制と書いた下に「くさ津村」と記し、次に軍勢等が濫妨<sup>らんぼう</sup>（乱暴）・狼藉<sup>ろうげき</sup>を働くこと、男女によらず人取りすること、放火すること、の三か条を禁じ、これに違反した者は厳しく処罰すると述べたものです。

ところで、この禁制が下された慶長 5 年 9 月 17 日は、天下分け目の関ヶ原の戦いの 2 日後です。この合戦で西軍の将石田三成が敗走した後も、なお近江の各地で戦いが続き、各村ではこうした軍勢の違乱を排除する必要がありました。勝利した東軍の大將・徳川家康は、東山道を退却する西軍を追走する途中に草津の地を自らの支配下におさめ、この禁制の 2 日後に草津の名刹・常善寺に宿陣しました。

豊臣恩顧の武将として名をはせながら、石田三成との確執からその陣営を去り東軍の先鋒として功績をあげた福島正則。歴史ドラマのひとつこまを今に伝える、貴重な資料です。

